6.　提供するサービスの内容

①身体介護

食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭、洗髪などを行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
更衣介助	上着・下着の更衣の介助を行います。
身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
体位交換	体位交換を行います。
移動・移乗介助	室内の移動、車椅子等への移乗の介助を行います。
服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
自立生活支援のための見守り的援助	利用者の自立支援、日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等

②生活援助

調理	利用者の食事の用意を行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。

7.　利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。

あなたからお支払いいただく、「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）基本料金

①生活援助

サービス提供区分	基本利用料	利用者負担金（単位／回）
20分以上45分未満	1，790円	179円（又は358円又は537円）
45分以上	2，200円	220円（又は440円又は660円）

②身体介護

サービス提供区分	基本利用料	利用者負担金（単位／回）
20分以上30分未満	2，440円	244円（又は488円又は732円）
30分以上1時間未満	3，870円	387円（又は774円又は1，161円）
1時間以上1時間30分未満	5，670円	567円（又は1，134円又は1，701円）
以降30分を増すごとに追加	820円	82円（又は164円又は246円）

【身体介護に引き続き生活援助を行う場合】

サービス提供区分	基本利用料	利用者負担金（単位／回）
20分以上45分未満	650円	65円（又は130円又は195円）
45分以上70分未満	1，300円	130円（又は260円又は390円）
70分以上	1，950円	195円（又は390円又は585円）

③ 事業所と同一敷地内の建物に居住する利用者に対する減算として、所定単位に88／100を乗じた単位数となります。

④ 介護職員等処遇改善加算として、ひと月につき、所定単位数（上記③）に145／1000を乗じた単位数が加算されます。

⑤ 新規の利用者に対しては、初月のみ基本料金に200単位／月が加算されます。

＊ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間が大幅に異なる場合は利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

（2） その他の費用

通常の事業実施地域を超える場合の交通費

片道おおむね20km未満	0円（片道）
20km以上	2km毎に200円（片道）

（3） 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて、サービス利用の翌月に請求します。

（指定銀行は、山口銀行　小郡支店　普通口座）

ア） 請求書発行日　　毎月10日前後

イ） 口座引落日　　毎月20日（当日が土曜日、祝祭日の場合は前日）

※引落月の15日までに必ず入金をお願いいたします。

なお、利用者負担金の受領に係る領収書については、利用料の支払いを受けた後に発行します。

8．　緊急時における対応方法

サービスの提供中に利用者の体調や病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族への連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9．　事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者及び関係市町村へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10. 個人情報の取り扱い

（1） 秘密保持

従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

（2） サービス担当者会議

サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及びその家族の同意書を文書によって得ることとします。

11. 虐待防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施する等、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

（1） 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情の受付窓口　角田 智美
電話番号　083－973－2030
受付時間　月曜日～土曜日 8:30～17:30

（2） サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

行政機関その他苦情受付機関

山口市健康福祉部 介護保険課	山口市亀山町2－1 ℡ 083－934－2795 受付時間 8:30～17:15
山口市基幹型地域包括 支援センター	山口市亀山町2－1 ℡ 083－934－2758 受付時間 8:15～17:00
山口県国民健康保険 団体連合会	山口市大字朝田岡の口1980－7 ℡ 083－995－1010 受付時間 9:00～17:00

13．　サービスの利用にあたっての留意事項

（1）　訪問介護計画サービス計画の作成

　サービス提供責任者が利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したものを作成します。

（2）　サービス提供を行う訪問介護員

　複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。利用者は事業者に対して、訪問介護員の交替を申し出ることができますが、利用者からの特定の訪問介護員の指名はできません。

（3）　備品等の使用

　サービス実施の為に必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）で使用させていただきます。

また、緊急時については、電話等も使用させていただきます。

（4）　サービス提供時の禁止事項

ア）訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

①医療行為及び医療補助行為

②各種支払いや年金等の管理、金銭の賃借など金銭に関する取り扱い

③他の家族の方に対する援助（食事の準備など）

④ペットのお世話

イ）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食等の提供などはお断りいたします。

ウ）訪問介護員等に対しての暴言・暴力・ハラスメント行為は固くお断りします。

　上記の禁止事項が守られず、ケアを適切に提供できない状況になった場合には、サービスの中断･契約を解除する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

（5）　サービス利用の中止、変更、追加

　体調や容体の急変等、利用者の都合によりサービスの利用を中止、または変更する場合は、サービス実施日の前日または当日の朝までに事業所に申し出てください。

　サービス利用の変更、追加の申し出の際は、サービス提供責任者へご相談ください。

令和　　　年　　　月　　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	〒754-0891　山口市陶3968番地
	事業所名	社会福祉法人　山口向陽会 日吉台ホームヘルパーステーション
	代表者職・氏名	管理者　佐藤　健一郎　　印
	説明者職・氏名	サービス提供責任者 角田　智美　　印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、サービス担当者会議等にて個人情報を用いることについても同意します。

利　用　者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

家　族（署名代行者）　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿